

社会資本整備審議会建築分科会

第21回建築環境部会及び第18回建築基準制度部会合同会議

令和3年10月29日

【事務局】 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして本当にありがとうございます。

事務局を務めさせていただきます、〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ウェブ会議による開催としております。委員の皆様は、原則としてカメラはオンにしたままでお願いいたします。また、マイクのほうはミュートにさせていただきまして、御発言の際にマイクをオンにさせていただきますよう、お願いいたします。

資料は、事前に電子データで委員の皆様にお送りさせていただいておりますので、お手元に御用意ください。

また、本日はウェブで生中継しております。傍聴の方がおられますので、その旨御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、資料及び議事録につきましては、国土交通省のホームページ上で公開することとしております。特に議事録は、委員に御確認いただいた上で、委員のお名前を伏せた形で公開いたします。この点につきましても、あらかじめ御了承ください。

それでは、開会に先立ちまして、事前に送付させていただいております資料の確認をさせていただきます。議事次第の次についていたと思いますが、配布資料一覧がございます。

資料1、2が、建築環境部会と建築基準制度部会の委員名簿、資料3が、今後の住宅・建築物における省エネ対策のあり方、建築基準制度のあり方に向けた主な審議事項と具体的な論点という、少し分厚い資料でございます。資料4が1枚で、建築環境部会及び建築基準制度部会における検討スケジュールについてというもの。

それから、参考資料がたくさんございます。参考資料1が社会資本整備審議会令、参考資料2が、枝番がございまして参考資料2-1から2-13までが、前回の会議以後、この会議で資料配付を希望された委員の御意見、提出資料でございます。なお、多くの御意見をいただきました。ありがとうございました。たくさん意見をいただいた団体のほうとは、個別に意見交換をさせていただいております。そして、参考資料3として、前回の意見を含め

まして、これらの御意見をテーマ別にまとめさせていただいたものをお配りいたしております。

以上の資料をお配りいたしておりますが、欠落等がございましたら事務局までお申し出ください。よろしゅうございますでしょうか。

続きまして、委員の御紹介をさせていただきますが、建築環境部会、建築基準制度部会の委員の皆様につきましては、資料1、資料2のとおりでございます。これらの委員名簿をもって委員の先生方の御紹介に代えさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

続きまして、定足数の確認ですが、本日は建築環境部会及び建築基準制度部会の合同会議として開催させていただいております。建築環境部会につきましては、部会委員及び臨時委員11名の皆様、そして、建築基準制度部会につきましては、部会委員及び臨時委員14名のうち12名の方の御出席をいただいております。社会資本整備審議会令第9条によりまして、両部会、いずれの会も成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本委員の〇〇委員、臨時委員の〇〇委員におかれましては、所用のため御欠席との連絡をいただいております。そのほか、複数の委員の方が遅れて御出席いただく予定となっておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、これから議事に入ります。以後の議事運営につきましては、前回部会で両部会の部会長として互選されました、部会長にお願いしたいと思います。

部会長、よろしくお願いいいたします。

【部会長】 おはようございます。

今日は、委員の皆様には、大変お忙しいところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、お手元の議事次第に沿いまして、議事を進めさせていただきます。

本日の議事は、脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策、建築基準制度のあり方についてでございます。

前回の10月4日の建築分科会、建築環境部会、建築基準制度部会の合同会議では、脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策と建築基準制度のあり方について、特に現状と課題に関して御議論をいただきました。また、当日の時間も限られておりましたので、その後、複数の委員より、事務局へ追加意見が寄せられております。本当にたくさんの御意見をいただきました。委員の皆様方に感謝申し上げます。ありがとうございました。

今日の会議では、前回の会議における各委員の意見や、その後、各委員より寄せられた意

見を踏まえまして、事務局において、具体的な論点について資料を作成していただいております。具体的な論点について、事務局から資料3を御説明いただき、その説明を受けた後に、各委員より御意見をいただきたいと思っております。

では、資料3の説明を事務局からお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【事務局】

資料3に基づきまして、御説明したいと思っております。前回、ちょっと丁寧に説明し過ぎて長くなってしまいましたが、今回は、それほど時間はかからないと思っております。

資料3の5ページ目に進みたいと思っております。

背景・課題につきましては、前回と全く同じものをお出ししています。なので、具体的な論点について申し上げたいと思っております。

まず、省エネ基準の適合義務化の話ですが、原則、全ての住宅・建築物を対象に、現行の省エネ基準を2025年度に義務づけるということで検討を進めてはどうか。

義務化の対象拡大に当たっては、基準適合を確保するとともに、申請側・審査側の負担軽減の観点から、次のような検討を進めてはどうかということで、適合のチェックは建築確認・検査によることを基本としつつ、仕様基準など省エネ基準への適合確認が容易な場合は適判を要しないとしてはどうか。その前提として、仕様基準などの省エネ基準のさらなる簡素化・合理化を進めること。それから、未習熟事業者を含め、申請側・審査側の体制構築について、万全を期すべきではないかということです。

6ページは、前回も似たようなものを出しましたが、バリアフリーについて、省エネのような適判をしていない、簡易な、複雑なものでない基準については、こういうふうに建築確認で審査を行っているということでございます。

7ページ目は、ボリューム感ですけれども、現在、適合義務の対象となっている非住宅の中規模、大規模については、このように年間1万4,000棟ぐらいありますけれども、これが全体ということになりますと、非住宅の小規模なものと住宅全体を合わせて44.5万棟という規模感になります。

次のページですが、それを審査する体制として、今の省エネ適判をやっている方々のうち、実質従事していらっしゃる方は840人程度ということで、そういう方々が1万4,000件をこなしているということなんですけれども、それ以外にも、省エネについて見ていただける可能性がある方々として、例えば設計住宅性能評価を行っておられる方が6,000人いらっしゃる。そういう方々が年間22万戸程度の審査をしていらっしゃるという状況で

ございます。

次のページからは、いろいろ団体からの御意見などをいただいているということで、これは説明を割愛させていただきたいと思います。

次に、論点②について、12ページまで進みたいと思いますが、将来を見据えて段階的に省エネ基準を引き上げることについてですけれども、具体的な論点にありますように、遅くとも2030年までに省エネ基準をZEH・ZEB基準のレベルに引上げを行うため、まずは、速やかに誘導基準や各種認定基準をZEH・ZEB基準の水準まで引き上げてはどうかということです。それから、住宅性能表示制度におきましては、省エネのうち、ZEHレベルについては先行して、来週から書面によって議決をお願いすると聞いておりますけれども、さらにそれを上回るような等級についても検討してはどうか。

それから、次のページですけれども、住宅についてのトップランナー制度について、分譲マンションがまだ対象となっていないので、供給実態を踏まえつつ、追加した上で、さらにその基準を引き上げてはどうか。

3番目としては、より高い省エネ性能の建築物の供給を促すために、建築士から建築主への省エネ性能向上に関する説明を促進してはどうか。

4番目に、省エネ性能の表示については、あり方検討会の中でも、義務づけ等の規制的措置を講じるべきという意見をいただいているわけですけれども、基準適合が義務づけられて、様々な適合性検証ルートがある中で、関係主体に過大な負担を課すことなく適切に表示を推進する仕組みはどうあるべきかということで、耐震なんかも、そういった義務づけはしていない中で、そちらとのバランスの議論などもあろうかと思っております。御議論いただけたらと思っています。

最後に、基準の合理化や評価の整備を進めることについて、論点として上げさせていただきます。

14ページは、現在のトップランナー制度の状況です。説明は割愛させていただきます。

15ページは、分譲マンションの供給の実態でございます。御覧のとおりでございます。

16ページですけれども、表示の義務化に関連しての議論ですが、現在、建築物省エネ法は、表の真ん中辺りですけれども、建物を販売あるいは賃貸をする事業者に対して、努力義務というのが、第7条ということで課されている状況です。

参考までに、他法令を見てもみますと、その右にある省エネ法におきましては、経産大臣が、表示の内容や表示の方法について定めまして、そうした事項に従って表示を行っていない

者に対して、勧告とか公表、命令といった規制措置が講じられるという枠組みになっております。

次のページは、今の省エネ法の制度でして、説明は割愛します。

18ページは、省エネ性能に関する消費者の関心と題してはいますが、ここに掲げているように、今のこれによりますと、省エネに関する項目を上げている方の割合が低い水準にとどまっているという状況です。

19ページは、あとは飛ばしたいと思います。前回も（聴取不能）。

次に、論点③、22ページに飛びますけれども、既存ストックの対応ということで、これにつきましても、増改築するときはどうするかということがまず議論になると思いますが、今後、段階的に基準を引き上げていくという背景もありまして、過度な負担とならず増改築そのものを停滞させないよう、増改築部分のみを省エネ基準の適合を求めるといった合理的な規制とすることを、検討を進めてはどうかと記載させていただいています。

一方、既存部分も含めて省エネ改修につきましても、部分的・効率的な改修の有効性等について検証しつつ、予算措置などによって改修を促進しまして、さらに、耐震改修と併せて省エネ改修や建て替えを促進するほか、既存の住宅・建築物の省エネ性能を簡易に診断・評価する手法を確立することについて検討を進めてはどうかとしております。

23ページは、この前と同じで、説明しました。

24ページは、増改築における部分適合のイメージということで、増改築部分を断熱するイメージを描いています。

25ページと26ページは、リフォームや新築の際に、経済面でなく、より健康で快適な暮らしのために省エネルギー住宅について考えてみませんかという、健康面について触れたパンフレット以下、説明です。

次に27ページ、国のほうとしましても、先導的な取組に対して、既存の改修について補助を行ってきております。

28ページですけど、引き続き別の論点の既存ストックについてですが、集団規定の形態規制の関係ですけれども、省エネ改修等に際して、形態規制に抵触する場合には、特定行政庁が建築審査会の同意を得た上で特例許可するという制度を導入してはどうか。また、市街地環境への影響が小さい高効率給湯設備等の機械室等に関する容積率の特例許可などについては、一定のルール化の下、審査会の同意を不要とするようなことも検討してはどうかとしております。

29ページも、説明はしませんけれども、形態規制を超えることが想定される事例。

30ページは、この前も出した資料です。

31ページは、機械室等が著しく大きい場合の容積率の特例許可をした実績が、左のほうに書かれております。

32ページは割愛します。

次に、論点④ですけれども、34ページに参りますが、再エネの促進についてですけれども、地域の実情に応じて再生可能エネルギーの利用の促進を図るための制度の創設について検討を進めてはどうか。

例えば、京都における取組を参考に、エリアを定めて、そのエリアについて特に促進するといったような制度的な枠組みを構築することについて、検討を進めてはどうかということです。

また、その制度の際には、高さ規制を超えるような場合については、市街地環境への影響も留意しつつ、審査会の同意を得た上で特例許可をするといったことも検討してはどうかとしております。

35ページ目は、公共団体に対するアンケートの結果、再生可能エネルギーの利活用をしたい意向のある行政庁は約2割ということでした。利用したい再生可能エネルギーの種類としては、太陽光が最も多く、次にバイオマス、水力といった感じになっています。

36ページですけれども、京都のほか、設置義務づけや説明義務づけについて検討に着手、あるいは検討予定とお答えしていただいた行政庁が、義務づけについては8行政庁、説明の義務づけについては5行政庁となっています。

次に、37ページですけれども、その際に、課題としましては、導入費用とか環境条件といったことが課題であるという意見が見られるということです。

38ページは、この前も出しましたので割愛して、論点⑤に移りたいと思います。

41ページ、具体的な論点としまして、省エネを確保するために木造建築物等の高さが高くなっているというニーズの状況を踏まえまして、階高の高い3階建ての建築物について、建物の構造のバランスを含めた構造安全性が確かめられたものについて、一定の高さまで、16メートルぐらいを想定していますけれども、16メートルまで簡易な構造計算、いわゆるルート1、場合によっては仕様規定でもいけるという形に見直してはどうか。

それから、これは構造計算と連動しますが、簡易なものについては、一級建築士でなくてもできるという観点から、建築士についての区分について、見直してはどうかということ

でございます。

42ページは、この前もお出しした資料です。

43ページは、〇〇先生などからも御意見があったと思いますけれども、13メートルがどれぐらい影響するのかという話で、まず、総プロなどで、我々のほうでいろいろ別途検討しておりますが、16メートル以下ぐらいであれば、一定のバランスがあるものについては、簡易な構造計算、つまりルート1で安全性が確認できるのではないかという方向性が出ております。

一方、〇〇先生から御指摘のあった風圧力などについては、現在、右下に書いておりますけれども、13メートル以下の建物については、風圧力の確認は不要としているところですが、これについては、緩和するということは現時点では考えておりませんで、むしろ確認していただくべきだということを推奨したいと考えております。

44ページはこの前もお出ししましたので、次の45ページですけれども、小規模木造建築物等については、必要な構造安全性を担保するために、次のような事項について検討を進めてはどうかということで、一つには、省エネ化によって建物の重量化が進んでいるということですが、そのための構造に関する基準を整備してはどうかということです。

②としましては、その構造的な基準の話とか、先ほどの省エネ基準の適合ということも大事なので、建築確認・検査の対象について拡大、あるいは、審査省略という制度が今ありますけれども、それについて縮小を行って、具体的には、現行の非木造の対象規模と同じようにすべきではないか。あわせて、省エネ基準に係る内容と合わせて申請側や審査側の習熟・周知等の体制整備をすべきではないかとしております。

3番目としましては、一定の面積以上については、住宅以外のいろいろな用途のニーズがあるわけですが、300平米ぐらいを想定していますが、大空間の木造建築物などは、現在、木造ですと、500平米を超えないと構造計算は不要になるんですけれども、そこについては、もうちょっと面積を、例えば300平米程度まで引き下げてはどうかという議論をさせていただきたいと思っています。

最後の4番目につきましては、伝統工法についてですけれども、これは限界耐力計算など高度な計算でピアチェックが必要という状況ですけれども、構造設計一級建築士が設計し、審査側も適判の資格者が審査する場合には、構造計算適合性判定というダブルチェック制度までは必要ないのではないかと、合理化できないかということでございます。

46ページは、この前、出しました。

47ページですけれども、重量化が進んでいるということで、ZEH住宅とかにしますと、現在の規定している値より1.7倍ぐらいの重量になっているのではないかという事例です。

48、49を飛ばしまして、50ページに飛びたいと思いますが、これは前回もちょっと出しましたけれども、第6条に基づいて、どういうものが建築確認の対象となっているかですが、2号と3号を見ていただきますと、2号が木造、3号が非木造について、規模によって確認が必要なもののレベルを書いていますけれども、これについて、2号を3号と同じようなレベル、つまり、木造についても2階以上、延べ面積200平米超といったような形に確認対象を広げてはどうか。自動的に、4号建築物と言われるものの対象が、平屋かつ200平米以下ということに、その場合にはなるということでございます。

次の4号特例は省きます。

52ページに、4号特例の過去の経緯について、ちょっと書いておりますけれども、昭和58年に、当時の行政職員のマンパワー不足という背景の中で、審査省略という制度が導入された経緯がございます。その後、平成10年改正で民間開放が行われまして、現在は9割方、民間のほうで建築確認検査が進められている。マンパワー不足はもう解消していると言っていると思います。

そうした中で、審査省略している壁倍率などの不適切な設計がちらほら見られるということで、それについて過去、検討した経緯がありますけど、ちょうど耐震偽装事件などで、厳格化で現場が混乱しているという状況もあって、引き続き検討すべき課題という位置づけになって、今日を迎えております。

一方で、昨年3月には、4号建築物も含めまして、壁量計算を含め図書の保存ということとを建築士事務所に義務づけをお願いしまして、あとはそれを審査に回していただくだけというふうに、下準備はできている状況かと思っております。

53ページは、壁量計算などで断続的に違反、不適切な事例が見つかっているということです。

54ページは、どれぐらいの棟数があるかということなんですが、上は都市計画区域、下は都市計画区域外で、左は木造、右が木造以外ということですが、木造の部分の、例えば2階建ての200平米未満のところは60.9%ということで、かなりのボリュームゾーンになっています。

この部分を含めて、2階建て以上200平米超については、非木造と同じように審査対象

にしてはどうか、あるいは、都市計画区域外にあっては今、確認の対象にすらなっていないので、対象にしてはどうかということでございます。

55ページは、確認件数は2割ぐらい減っていますが、審査体制は5倍ぐらいになっていますよという数字です。

以下、省略しまして、論点⑥に参ります。

63ページですけれども、中大規模の木造化についてですけれども、特に木造化率が低い状況でございますので、以下の検討を進めてはどうかということで、3,000平米超につきましては、まだ燃え代設計の対象となっていないという状況ですので、これを一定の防火の措置をしたものについては、前回の改正で入れた火災時倒壊防止構造という準耐火構造なんですけれども、こういったものについては緩和、合理化できないかという話とか、外側の外壁をしっかりした耐火性能を持たせることで、内部は緩和できないかという検討をできたらと思っています。

また、②番としては、これは政令レベルの話になろうかと思えますけれども、要求耐火時間というのが今、1時間刻みに耐火の基準はなっていますが、それを30分刻みとかそういう形にして、木造が対応しやすいような形にできないか、あるいは、仕様規定というのを追加して、複雑な計算をしなくても、仕様規定に合っていれば木造で造れるような合理化はできないかといった検討を、政令以下のレベルではしてはどうかと考えております。

64ページ以降は、前回も出した資料なので、割愛させていただきます。

69ページが、今の政令に書いてある、1時間刻みになっている耐火性能ですけど、これをもう少し細かく合理化できないかという話です。

70ページは、現在見られる、全部ではないですけれども、耐火木造のプロジェクトで、かなり大きいものまでできてきているということで、これは準耐火ではなくて耐火なので、平成10改正で、性能規定化をして実現したものが、ようやく今のところになって、どんどんプロジェクトが増えてきているという状況です。

71ページですが、その続きですけれども、部分的な木造化を推進するためということで、局所的に木造を使う場合には、その部分を除外して対応できないかということとか、②としては、構造では既にエキスパンションジョイントでやっていますけど、防火についても、別棟みなしということで考え方を整理して、新築や増築をしやすくできないかということです。

また、3番目は、防火壁の設置についても、木造部分に引きずられて不合理になっている

部分について、改正できないかということでございます。

これも、前回説明しましたので、飛ばします。

75ページに、具体的な課題があるケースとして、木造部分だけだと規制対象とならないけれども、大きな非木造部分を造ることによって、全体が木造扱いに法的にはされてしまって、木造部分も含めて耐火構造とするなどの不合理なケースが見られるということでございます。

ケース2も似たようなことでございます。

76ページは、こういった木造が、今はいろいろ、耐火にしなくてはいけないとか検証をしなくてはいけないとなっていますけど、もっと容易に設計ができるというふうになるかどうかと思っております。

最後、論点⑦ですけれども、79ページ、既存不適格の対応ですけれども、原則遡及適用と、増改築等のときになっています基準法ですけれども、一部緩和規定がございます。ただ、防火避難規定については、あまり対応ができていない状況で、今回は、危険性が増大しないということを前提として、こういった検討を進めてはどうかということで、今回、整理しようとしている防火別棟みなしというのを入れることができれば、既存についても、そういったものをつくった上で、既存部分には遡及しないという考え方ができないか。

あるいは、屋根や外壁を触る大規模修繕・模様替え時に、それとは関係ない内部まで全部遡及適用するということは、そこは合理化できないか。

あるいは、3番目として、小規模増改築、例えば50平米程度と考えていますけれども、そういったものについて遡及適用から除外できないか。

4番目としては、テナントの入替え部分だけを内装制限の遡及の合理化ということでできないか。

さらには、集団規定についても、大規模修繕・模様替えについて、接道義務や道路内建築制限について遡及適用から除外するという考え方はできないかという議論をしていただきたいと思っています。

次のページからは、また、前回もお出ししたような資料になりますので、説明は割愛させていただきますと思います。

87ページがちょっと残っていました。

採光規定につきましては、用途変更などで支障が生じるということもありまして、一定の措置が講じられることを前提に、今、法律レベルで床面積の7分の1以上の窓を設けなくて

はいけないとなっているところを、もう少し合理化できないかということで御提案させていただきます。

あとは再掲で、最後の④で、応急仮設建築物につきましては、コロナ禍で設置されているものがありまして、来年の夏ぐらいに存続期限を迎えますので、これについても、一定条件の下に延長する仕組みを導入してはいかかかと考えております。

以上、駆け足になりましたが、説明は以上です。

【部会長】 ありがとうございます。大変効率よく御説明いただいたと思います。

具体的な論点を中心に御説明いただきましたけど、これは前回から、各委員からいただいた意見を踏まえた具体的な論点の整理と考えてよろしいですね。ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明について、これから御質問、御意見をいただきたいと思いますがけれども、実は部会長代理が、10時半で退室されなくてはいけないということをあらかじめ伺っておりまして、本当に10時半ぴったりに退席されました。退席の前に御意見をいただいております。

その御意見について、まず、事務局から御紹介をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【事務局】 事務局です。

〇〇委員から意見をお預かりしましたので、御紹介させていただきます。

2点ありまして、1つが、論点②に関する意見で、省エネ基準の段階的引上げを見据えたより高い省エネ性能の確保のところの④、今日の資料で言うと④、実務に関する、表示に関する御意見です。読み上げます。

住宅・建築物の性能には、省エネ性能に限らず、耐震性能など、他にも重要な性能がある中で、省エネ性能だけ表示を義務づけるのはバランスを欠くことにならないか、慎重に検討すべき。また、全ての住宅・建築物の販売賃貸時に省エネ性能の表示を義務づけることで、二次流通が阻害されるなど、かえって消費者にとってマイナスになるようなことがないのかという点からも、慎重に検討すべき。既存住宅流通においては、売主が個人である場合が大多数であることも考慮すると、個人に過大な負担を課すことになるため、規制的な措置を導入する場合でも、売主、貸主が事業者の場合に限定したらどうかというのが1つでございます。

それから、論点⑤、小規模木造建築物等の構造安全性を確認するための措置のところの、今日の論点でいきますと、その中の②に関係するところかと思えます。読み上げます。

審査省略制度、いわゆる4号特例を導入した昭和58年頃は、行政職員のみで審査、検査を行っていたが、その後の民間開放を経て、審査、検査の体制も全体として充実してきており、特例をこれ以上続ける理由に乏しいのではないかと。耐震偽装事件前後に大量の壁量不足事案があったが、その後も類似の事案が断続的に生じているのだとすると、継続することは疑問。消費者、建築主に安心してもらえるよう、建築確認時の審査省略の対象範囲は、より小規模なものに縮小し、それ以外のは省エネ基準、耐震基準ともにきちんと審査すべき。現場の混乱を招かないよう、設計側、審査側に十分周知、習熟してもらうことは必要なので、そのための期間は十分取るべきとともに、国土交通省と業界、地方公共団体が連携して取り組むべき。

以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。〇〇委員からの御意見でございました。

聞かせていただくと、特に事務局から返答を申し上げるべきという内容ではないと思います。先ほど、事務局から御説明があった論点の整理の中にも位置づけられるものと思いますので、御意見を承ったということにさせていただきます。

それでは改めて、先ほどの事務局の説明について御質問、御意見を承るんですが、実はその前に、前回の合同部会で御質問をいただいたんですけども、その場で事務局から御回答できなかったといいますか、調べるので時間を下さいといったような御質問が幾つかありましたので、事務局から、前回の御質問に対する事務局としての御回答を御説明いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【事務局】 ありがとうございます。幾つか回答できていないものがあります。口頭になりますけど、お答え申し上げたいと思います。

〇〇委員から、論点②のより高い省エネ性能の確保につきまして、新築住宅におけるZEH適合の追加費用についてのお尋ねがあったかと思えます。

これにつきましては、戸建て住宅の新築時における、どれぐらい掛かり増し費用がかかるかということで、国土交通省において、6地域における住宅の一般的な仕様を想定して試算を行ってみたところ、省エネ基準適合への掛かり増し費用については約10万円、建設費の約0.5%ぐらいです。

あと、ZEH基準への掛かり増し費用については約90万円、建設費用の約4.2%という試算になっております。ZEH費用については、そういう意味では、初期投資がかかるんですけれども、ただ一方で、光熱費が大分低減されるということもありますので、改修期間

については、むしろ短くなるという試算になっております。

もう一つ、〇〇委員から、論点③のストックに関しまして、改修時に省エネ基準やZ E H基準に適合させるための費用について、お尋ねがあったかと思えます。

これについても、国土交通省におきまして試算を行ってみました。昭和55年基準というのが省エネにはあるんですけれども、その戸建て住宅について断熱改修を行う場合を想定して行った試算によりますと、現在の省エネ基準に適合させるための改修費用は、値段にして約310万円と出まして、Z E H基準への適合につきましては約440万円となっております。これは断熱性能ということで、太陽光パネルは含んでいません。

それからもう一つ、これは〇〇委員から御質問があったかと思えますが、2030年において新築戸建て住宅の6割に太陽光発電を導入するという目標について、その根拠を示してもらえないかということだったかと思えます。

これにつきましては、温室効果ガス46%削減、これに向けましたエネルギー政策の要請から、新築住宅への太陽光発電設備の設置についても、追加的な必要導入量ということで、設備容量にして3.5ギガワット、発電量にして46キロワットというのが目標として示されておりまして、これを達成するために、経済産業省の説明としましては、2030年において大手住宅メーカーの注文戸建て住宅の、今、5割程度ですけれども、9割について太陽光パネルを導入、それから、中小工務店の注文戸建て住宅や建て売り戸建て住宅についても、今、1割まで行っていないと思えますけれども、5割ぐらいを目指すということで、全体として約6割まで引き上げるということを目指しているということでございます。

私からの説明は以上です。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは、本日の質疑、質問、御意見を賜りたいと思えます。

40名ほどの委員がいらっしゃいまして、今回は、前回よりは意見交換の時間を取れるようですけれども、それでも2時間はありませんので、3分以内、できれば2分程度で御意見をいただけたらと思えます。なるべく多くの委員の方から御意見をいただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

御発言いただける方は、よろしければ、ウェブ会議システムの手を挙げる機能により、挙手をお願いしたいと思うのですが、既にお一人、手が上がったんですけれども、論点が7つありまして、1番から4番までの論点と5から7とに大きく分けられると思えますので、できれば、1番から4番まで、省エネ関係についての御意見を先に承って、その後、5、6、

7の木造の構造とかそういう議論をしたほうが、議論が発散しなくてよいかと思うので、できれば1から4に関しての御意見を承りたいと思います。

それでは、手を挙げる機能で挙手をお願いしたいと思います。また、発言に当たっては、まず、ミュートを解除していただいて、各委員、お名前をおっしゃっていただいた上で、該当する資料の論点番号やページ番号等をおっしゃっていただいてから御意見をいただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

こんなことを言ったので、まだ手があまり挙がっていないですけれども、最初に挙げられた〇〇委員、御意見をお願いいたします。

【〇〇委員】 〇〇です。ありがとうございます。

最初の前半に対してですが、まず、私は義務化は賛成しておりますが、スライド9にありますような各業界の意見とかスケジュール感に対する懸念というのは、できるだけ払拭するようにお願いしたいなと思います。

それから、スライド12、13の省エネ性能の表示のところでございますけれども、上の等級をつくるのは大変よいことだと思いますので、そこは賛成なんですけれども、〇〇委員のほうから、表示の義務化というところが、御指摘がありました。

私は、表示は推奨したい、進めたいというほうですし、あまりにも進まないで義務化にも賛成という立場ではあるのですが、〇〇先生の御懸念のように、実際に過去に何度か、表示にいろいろトライアルしたんですけど、結局、うまくいかない。つまり、あまり性能が高くない人は当然、表示したくないわけですよね。性能の高い人は表示すると売りになるんですけど、性能の低い人は当然表示したくないということで、あまり前向きな動きにはならないところを、無理やり義務化というのも確かに難しいなと思っています。したがって、義務化という強引なことでもなく、表示をできるだけ促進するような動きを、国としては期待したいと思っております、〇〇先生の御懸念も分かりつつ、表示の推奨はお願いしたいと思っています。

それから、スライド28、29について、既存への取り組みのところですが、これは前回、私が心配していたことを幾つか整理していただいて、了解しましたというところです。ただ、やはりこういう緩和とかいうところは、全体のコンセプトがだんだん分かりにくくなるので、うまく説明できるような措置というのを意識していただければと思います。

前半について、私からは以上です。

【部会長】 義務化移行時に関して、いろいろ問題が起きないようにという御意見は、前

回からいただいた委員の中の意見としても非常に多く書かれていて、そのことを最初に御指摘いただいたんだと思います。ありがとうございました。

続いて、〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 前回の会合を欠席しまして失礼いたしました。御意見等、重複するところもあるかと思いますが、論点①と②について、意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、論点①の基準の確認方法について、申請や審査の負担軽減の観点から、仕様基準のさらなる簡素化・合理化を図る点については賛成です。

一方で、大多数が仕様基準によって適否の確認を行うという状況になればよいのですが、精緻な計算によって省エネの適判を受けるルートも残ると思いますので、この辺りは、運用後の状況を見ながら、必要に応じて今後も検討を要するのではないかと思います。

続いて、論点②の13ページの③についてですが、現行の説明義務制度が、省エネ性能の高い住宅を建てることへの動機づけになっているとのことで、さらに上を目指す。住宅の場合ですとZEH水準ですとか、それ以上となりますけど、そのきっかけをつくるものとして、何らかの形で制度を残すことができれば、なぜその仕様を選択するのかといった理解も深まるのではないかなと思いました。

ただし、この説明義務制度が、設計者等にとってどの程度の負担になるかというのは、十分調査していただいた上での措置になるかと思います。

続いて、その下の④、先ほどから〇〇委員、〇〇委員もおっしゃっている、省エネ性能についてですが、省エネ性能の表示については、まず第一に、現状、様々な表示、ラベリング等もある中で、これは設備機器などにも共通しますが、可能な限り同一のラベルなどに統一するなど、消費者が混乱しないような措置を講じていただきたいと思います。

また、1つ例を申し上げますと、エアコンやテレビなどにも現状、統一省エネラベルというものがついておまして、これは小売事業者の表示制度に基づくもので、2006年頃から開始されていますが、このラベルについて、2016年に認知度調査をされたところ、ラベルを知っていると回答した方は全体の2割という結果でした。この認知度を受けて、ラベルの見直しを図られているところではありますが、カタログや量販店等において周知はされていたかと思いますが、10年たっても、実際にはその程度だったという結果です。

高性能な住宅ですとか設備等をどのように普及させるかの一つの手段が表示の義務だと思いますが、表示の義務となりますと、先ほど委員からの御意見もありましたとおり、様々な課題等もありますので、その前に、まずはその内容、つまり住宅の性能について、なぜそ

の仕様で選択をしなければならないのか、その辺りを十分に理解していただくことが重要だと思いますので、別途、消費者への情報提供が促進されるような措置というのにも必要ではないかと思いました。

以上です。

【部会長】 前回御欠席ということで、たくさん御意見いただきまして、ありがとうございます。説明義務化が非常にうまくいっていたのが、義務化になって、それが、制度がなくなるのは本当にもったいないというか、そういうことが確実に行われるようなことも考えていただきたいと思います。

続いて、〇〇委員、お願いできますでしょうか。

【〇〇委員】 〇〇です。よろしく願いいたします。

まず最初に、会議のスケジュールはいただいており、次の会議が12月です。前回、意見交換の機会をいただけたのが大変有意義だったと思うのですが、今後また、意見書の提出、意見交換の機会があるのかどうか、また、パブコメがいつ頃になるのかということをお知らせいただきたいと思います。

今後、複数団体での共同意見提出も検討しておりますので、よろしくおねがいたします。

2つ目は、資料を頂いて1日半ぐらいで、団体としての意見を提出するというのが大変難しいんですが、1つ気になっている点がございまして、それはスライドの5ページ目、300平米未満の建築物で89%、住宅だと81%が基準に適合しているという情報ですが、当団体のアンケートですと、とてもそこまで達成しているように思えないのです。

なので、こちらのデータの詳細をいただきたいということと、地方によってかなり差があるのではないかとと思われるため、寒冷地と温暖地での達成度を、地域に合わせた適切な基準を定める上でも非常に大切なので、現況を丁寧に見ていただきたいと思います。

最後に、資料の20ページ目で、説明制度が建築主への理解を高める上で、一定の効果があったということが表示されております。説明制度というのが、建築士が省エネについて自ら学ぶ、非常によい機会となっており、また、施主へ説明することによって、一般の人たちの環境意識のアップ、広がりということに貢献しているのは確実です。

義務化となりますと、数字を合わせればよいということになりかねないのではないかと懸念され、意識改革につながらない可能性もありますので、ぜひとも説明の機会は、何らかの方法で継続していただきたいと思います。これは既存ストックの改修においても同様で、丁寧な説明が必要であると考えます。

また、省エネの指標をより厳しくすることが、必ずしも住宅の総合的な質の向上につながるのではないのか、という内容のことは、当団体で意見書出させていただきましたが、近年開口部の減少が大変顕著であるという調査があります。この辺りをぜひとも検証していただきたいと思います。

最後になりますが、国民が省エネでベネフィットを実感できるという政策が重要だと思います。というのは、現状では省エネという、一次エネルギー消費量だけで語られています。もう一方健康ということテーマにしているようですが、それも高血圧等の一部の病気ばかりが強調されておりまして、住宅で一番大切な快適さ、暮らしの質、あるいは周辺環境も含めた、地域環境への貢献ということがもっと伝えられるべきであると考えます。

建設時の補助金だけではなく、税制上の優遇なり不動産としての価値向上というのにつなげていただき、建築の寿命を延ばしていくということが、これからの脱炭素社会にとって非常に重要と考えます。

当団体も関わっております、建築関連23団体で構成されております脱炭素社会推進会議というものがございまして、ぜひともこちらとも連携をして、今後の対策等を検討していただきたいと思います。

以上です。1番目だけ、特に、先にお答えいただけたらと思います。

【部会長】 最初のスケジュール、その他進め方について、実は、議事のその他のところで資料4の説明があるんですけども、資料4には、〇〇委員が言われたような、意見をまた受けてくれるのかとか、そういうことが入っていませんので、今ここで、できれば御返答をいただいたほうがいいと思います。

【事務局】 事務局です。

本日以降、追加で御意見があられるようでしたら、それは事務局のほうで受けさせていただきます。次回に向けた整理の関係もありますので、できれば早めにいただければと思います。また、御指摘いただきましたように、意見交換等、御希望がございましたら、その旨も併せてお寄せいただければと思います。

それから、スケジュール全体の関係につきましては、最後のほうに御説明する予定でございましたが、資料4を御用意しておりまして、次回、本日の議論も踏まえまして、12月7日を予定しておりますが、報告案、この時点ではまだ案だと思っておりますけれども、のお示しを予定しております。

その後、この日に御議論いただいた上で、パブリックコメントを経た上で、年明けの成案

取りまとめということで予定してございますので、よろしく申し上げます。

【部会長】 スケジュールについてはよろしいでしょうか。御意見等は受けるということと、パブコメは当然するという御返事だったと思います。

やはり皆さん熱が入って、発言時間が少し長めなので、できればもう少し簡潔にお話しただけたらと思います。

続いて、〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 〇〇です。よろしくお願いいたします。

私のほうからは2点、意見を申し上げたいと思います。

まず、最初ですけれども、論点②の15ページの資料ですけれども、住宅トップランナー制度を分譲マンションにも適用すると。ついては、トップランナーを推進していく対象事業者として、ここに供給数が多い、例えば上位10社とか上位20社の数と比率が書かれておりますけれども、多分、上位10社、20社の供給は、首都圏と近畿圏に集中するだろうと想像されます。

ただし、省エネというのは、大都市圏ではなく全国広く、どこにでもある課題だと思えますので、この供給ランキングを目安にしつつも、例えば地方都市の中心部を中心に、積極的にマンションを供給している地場の有力の事業者、こういったところも視野に入れて、対象事業者の選定をなさってはいかがかと思えます。

特に地方都市は、これからも高齢化が、ピークは過ぎてはいますが、引き続き進みますし、コンパクトシティ化も推進されていると思えます。そうしますと、集合住宅、マンションの需要というのは今後、一定の比率で、地方都市においても中心市街地には増えていくと思えますので、その辺りを少し御検討いただければと思えます。

もう1点は、論点③なんですけれども、先ほど〇〇委員がおっしゃられたことなので重複いたしますけれども、新築同様、増改築における省エネ基準による説明制度、建築時における説明制度を、ぜひ既存住宅にも導入していただければと思えます。

先ほど、私が質問しましたことにお答えいただいて、中古の住宅は省エネ基準でも310万円、ZEHの基準にすると440万円もかかってしまうということですので、コストが非常に高いということで、それだけで、ちょっとねと二の足を踏む方も多いかと思えますけれども、丁寧な説明によって啓蒙することにより、一軒でも多くの家が省エネの改修をしようではないかと進んでいければいいと思えますので、ぜひ御検討ください。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。既存改修は本当に難しい課題だと思いますけれども、ですから、なおさら力を入れて取り組まなくてはいけないということかと思います。

続いて、〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 〇〇です。

我々は、御存じの通りですが、大小様々な規模の設計事務所の会員から構成された団体です。他の委員が発言された通り、2日程前に配付された本日の会議資料に対して、会員の意見を反映して、もう一度ここでまとめて回答するというのは非常に難しいと思いますが、今後も、意見は受けてくださるとお聞きしていますので、改めてまとめた意見として提出したいと思っています。前回の会議後、団体としての意見資料（本日配付のもの）を提出した後には、改めて北海道から沖縄まで全国の全会員にも、提出した資料を配付して、意見収集を行っております。それら意見についてはとりまとめて提出させていただきたいと思っています。

全体としては、省エネ性能を向上させるということに対しては、私たちの団体は、総論として協力していきたいと考えています。ただし、他の委員の方のご発言にあった通り、開口部が小さくなるなど、逆に快適性を損なうような話になりかねないところは危惧しておりますので、単純に外皮性能や一次エネルギー消費量のような数値だけで適合性を判断してしまうようなことではなく、快適性や、地域性にも配慮して、地域によって、基準となる数値が必ずしも快適な住宅にならず、逆に問題を引き起こす可能性もあるかと思います。要するに、こういう数値基準を決めましたから、基準に合わせてくださいということだけではなく、省エネ基準の思想に沿った住宅をつくらうとしていることについても幅広く評価し、数値基準以外の様々な省エネ手法についても評価していただくことを御検討いただき、できましたら回答をいただけたらと思います。

それから、論点③の既存ストックのところで、増改築を行ったときの部分的な断熱性能についてお尋ねします。我々は建築主に直接接する機会が多い会員が多く、建築主の生の声、現場の声を聞いているメンバーが多いのですが、既存ストックの改修で、全体の省エネ改修ではなく、部分的な省エネ改修を認めるということは、金銭面も含めて負担としては軽くなるかもしれませんが、その一方で、資料にある通り、ヒートショックの可能性もありますので、これに対して、どうお考えなのかをお聞きしたいと考えます。それから、論点④のところで、太陽光パネルの設置義務の話がありましたが、太陽光パネルの義務については、住宅の屋根で、しかも戸別の建物にそれぞれつけるということに非常にこだわられているよう

に感じられますが、何がなんでも設置義務ではなく、(地域融通なども含めた)もう少し柔軟な対応についても、同時にきちんと検討していただきたいと思います。太陽光発電以外の、木質バイオマス利用について積極的に取り組むという希望があると私たちの作成した資料に書いておりますが、実際にそれらを、どのように組み込んでいくのかについて、ぜひ検討いただき、合わせて御意見もいただければと思います。

取りあえず以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。

今には、事務局から御返答はありますでしょうか。今すぐじゃないほうがいいですか。

【事務局】 後でまとめて御返答します。

【部会長】 すみません。後でまた御返答するという事にさせていただきます。よろしいでしょうか。

【〇〇委員】 はい。ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

【部会長】 続いて、〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 私のほうから3点とって思っていたのですが、その前に、開口部の件に関して、これは私見ですが、宅地の狭小化、プライバシーの重視とか、必ずしも省エネばかりじゃない状況の中で、開口部面積の減少に至っていると思います。もちろん開口部は、省エネ上も非常に重要なツールですので、やみくもに小さくなることは決していいことではありません。採光条件も含めてですね。ですから、もし省エネ基準が、何らかの足かせになっているのであれば、そこは考えていく必要があると思いますけど、開口部の昨今の傾向は省エネだけで決まっているものではないと私は思っております。

まず論点①に関してですが、仕様基準、義務化はまず賛成です。その中で、仕様基準の合理化は非常に大事だと思います。

ただ、計算ルート、仕様基準を併せてですけど、いまの基準のレベル感が決まった頃から比べて、設備機器も、例えばトップランナーによって随分、高性能化してきています。そういったところも踏まえ、適宜デフォルトも見直しながら新たな仕様基準の策定をやっていくということが、過剰な投資をしないで済むという意味でも大事だと思います。

それから、論点②に関してですけど、これは再三、いろいろなところでもお話しさせていただいていますが、ZEH水準に関してまでですと、戸建て、共同はまあまあ実現できるレベルにあるだろう。ただ、共同住宅は、それよりも高みの外皮性能になると、戸建てと同じ基準値にすることにこだわるべきではない、共同住宅は建築属性、エネルギー属性の面から、

戸建てよりかなり優位な面がありますので、そのところも積極的に考慮した、共同住宅ならではの水準を設定すべきと思います。

3点目は、論点③に関してですけど、都市、中心市街地の省エネ化、脱炭素化という意味でも、既存のストック改修というのは今後、非常に有力な手段だと思います。新興住宅地の戸建ての省エネ化がどんどん進んでも、町全体としての省エネ化が進まないと、何をやっているか分からないわけですし、中心市街地に残っている既存建築物を対象とした部分空間改修というのは、私は有力な手段だと思っています。

ただ、それが新築住宅と同様の評価方法では、恐らく評価できない部分もあります。既存住宅部分改修ならではの評価方法の構築をしっかりとやりながら、失敗のない省エネ対策というのをやるべきだと思います。

以上3点でございます。ありがとうございます。

【部会長】 貴重な御意見、ありがとうございます。

部会長は、こうやっているときに、意見を言う機会を与えられない形なんですけど、〇〇委員の御意見をいただいたので、私の意見も少しだけ言わせていただきたいと思うんですけど、共同住宅に関して、いろいろ課題がある、有利なところもあるというお話があったんですけど、タワーマンションから、普通のマンションから、いわゆるアパートと呼ばれるものまで、共同住宅にはものすごくいろいろな種類があるので、今の〇〇委員のお話だと、それらのどういう共同住宅に対してどうすべきかということも、しっかりと考えるべきだと私は思っていますので、ちょっと意見を併せて言わせていただきました。どうもありがとうございます。

続いて、〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

まず第1点、論点①で、5ページのところですけど、2025年度の義務づけで、本当に時間としては短くというか、タイトなんですけど、それに向けて適切という意見はさせていただきます。

ただ、この21年、説明義務化がスタートして、やっぱりこれはよかったと思うんですけど、まだまだ試行錯誤のところもあります。ぜひその辺は、いろいろな意見を聞いて、やっていただきたいところでもあります。

今日も触れられて、それこそ18ページに出ていますけど、決して省エネ性能について、消費者ニーズが高くはないわけですよ。その中で、いろいろな説明を含めて、省エネ性能

が高い住宅の付加価値、便益を本当に消費者に示していくことが重要と考えるので、健康も今日、25ページで触れられています。健康、快適、レジデンス性を含めた付加価値を、当団体としても説明をたくさんして、それに向けてやっていきたいと思ひますし、もう一つ、ちょっと戻りますけど、論点②のZEH等に関するところで、分かりやすさというのが大切だと思ひますので、その辺での等級設定では、ZEH、ZEH+等で一貫性のあつた設定にさせていただくのが、説明する上でもやりやすいと思ひますので、ぜひその辺はそろえていただきたいと考へます。

最後に、こういう機会をいただいたんですけど、論点①から④にかけて、まだまだいろいろ問題点がありますし、時間的にはそう長くはないと考へています。ぜひそれは当団体としてもやっていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは続いて、〇〇委員、御発言をお願いします。

【〇〇委員】 ありがとうございます。意見を申し上げます。

開示させていただいた意見詳細を見ていただいておりますので、他団体との共通意見を中心に、ポイントのみ述べさせていただきます。

まず、論点①に関してですが、省エネ基準の適合基準について、まずは誘導基準の引上げを議論し、その先に2030年の基準が参りますけれども、用途ごとに適切な基準値の引上げを検討していただけるとありがたいと思っております。

また、共同住宅の強化外皮基準 U_A 値、これを引き上げていくことに関してですが、当団体は、マンション、タワーマンションも含めて、そういうものが多くあり、内断熱、それから、タイル張りが一般的で、最上階妻側などの住戸は、達成が将来できるか懸念しております、今の評価の計算方法では、住戸間でやり取りされる熱が単に失われるという計算になって、低く評価されているとも考へられますので、今後、検証、検討をいただければと思っております。

それから、論点②ですけれども、確認申請物件で提示されますエネルギー消費性能の設計値の数値化、見える化が重要であると思っております。現状はBEIのみの表示でございまして、95%の物件で使われているモデル建物法をできたら改善いただきまして、一次エネルギー消費量原単位等の表示を検討いただければと思っております。

また、非住宅においても、外皮平均熱貫流率 U_A 値を算出することは容易でありまして、

その表示を検討いただければと思っております。

それから、ウェブプログラム計算で現在、含まれていない自然換気、各種の先導的な設備システム、バイオマス等の未評価技術の迅速な反映をお願いできればと思います。これらは今後、開かれます、省エネ性能基準等小委員会で議論させていただきたいと考えております。

それから、ZEBに関して、手続の簡略化がZEBを推進すると考えておまして、そういったことにつきまして、簡素化に含めて御検討いただければありがたいと思っております。

それから、機器・建材のトップランナー制度についてですけれども、現状は戸建て住宅用の建材製品が主体となっていると思います。オフィス等の中高層建築物向けの建材、あるいは共同住宅における製品のラインナップの増強など、政策支援をお願いできればと思っております。

論点③についてですけれども、部分改修に有効であると思われまます開口部の二重化、インターサッシュ、そういうものについてはコストパフォーマンスがよいので、検討、御支援をお願いできればと思います。

それから最後、論点④ですけれども、再エネの利用促進の中で、敷地内、地上の屋外駐車場、屋上の駐車場、屋上の設備機器置場の上部に太陽光発電設備を設ける場合にも、面積増や階数増、耐火性能等の緩和措置を今後、検討いただければありがたいと思っております。

以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは続いて、〇〇委員、御発言をお願いいたします。

【〇〇委員】 〇〇でございます。

私は、論点②の省エネ性能の表示制度について、少し感想を申し上げます。こういう表示制度を進める場合に、一般的な行政の仕組みだと、生命や身体に非常に重要だということになると、これは進むと思います。そのほか、一般市民とか消費者の関心が高いということになれば、それも追い風になると思います。

しかし、伺っていますと、省エネ性能の分野は、そういう2つの側面からすると、どうも追い風があまり吹いていないような分野です。いろいろな条約だとか、閣議決定だとか、この間出た、あり方の検討会というところでは、省エネをかなり短いスパンの中で実現するということが言われているんだとすると、やり方をいろいろ考えなくてはいけないところだと思います。

それで、法律の仕組みも、市民の意識が高まったから制度が変わるという場合もありますが、逆に、制度が変わることによって意識が変わるとい、両面があります。今回の検討は、後者のところに期待する部分が大いのではないかなというような印象を持っています。経産省がやっているいろいろな、エアコンだとか自動車というようなところで、省エネの仕組みが入って、そこにある程度、規制的な仕組みを入れたということで、制度的な観点から本気度を示すということをされているんだと思います。

多分、経産省のこの仕組みも、本当に刑罰なんか適用しているはずはないわけで、実績は多分ないと思います。しかし、そこが目的なのではなくて、そのようなところを制度的に表明するところに重要な部分があるのかなと思います。一律の義務化というのはなかなか難しいのかもしれませんが、対象範囲を工夫するとか、義務の範囲を限定するというようなことで、とにかくこれを始めてみるというようなことを実際にやらないと、市民の方にはまだ情報が十分行き渡っていないような印象を受けます。このアンケートを見た感想です。

ですから、市民を味方につけながらやっていかないと、なかなかこの政策の制度展開というのは難しいのかなという印象を持ちました。いろいろ難しい問題はあるということは、先ほどから議論を伺って分る点でありますけれども、省エネの表示制度というのは、やはり工夫する余地があるのかなという印象を持ちました。

以上でございます。

【部会長】 大変広い観点からの御意見、本当にありがとうございます。

続いて、〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 ありがとうございます。〇〇でございます。私からは、2点、お話しさせていただきます。

論点②の16ページ以降の省エネ性能に関する表示制度についてです。既に〇〇先生、〇〇委員ほかから御発言がありましたが、やはり一般消費者にとって分かりやすい表示制度を、ぜひ検討していただきたいと思っています。

例えば住宅においては、そのパーツの省エネ性能表示制度に関してです。サッシとかガラス、断熱材の建材トップランナー制度についての見直しの議論が行われています。こちらも、同じ部材を使っている、大きさによっては性能が変化してラベル表示が変わるとか、分かりにくいところがあるために検討が進んでいるとお聞きしています。住宅・建築物の省エネ性能を表示する際に、その対象が建物全体なのか、あるいは、部分改修部分に特化したもの

かなどの違いもあります。

もう1点は、論点④についてです。P V導入を6割にする根拠の御説明をいただきまして、ありがとうございました。御指摘もあってのことではありますけれども、P Vの導入件数が、戸建てに関しては新築案件でも、6から8万戸程度に横ばいに推移しているとお聞きしています。既存の住宅案件は、低減傾向からさらに下げ止まりの傾向だということで、なかなかハードルが高いと思っております。39ページにもございましたけれども、永久日影であるとか北側斜線の課題もあります。

さらに現在、中国における脱炭素に向けた火力発電所の出力制限の影響かと思いますが、P Vの価格が上昇傾向にあるようなお話もお聞きすることがあります。先ほど、Z E H適合のための掛かり増し費用の説明がありましたが、個人の投資回収のことであるとか、場合によっては、屋根貸しビジネスモデルなどにも影響する要因にもなるのかなと思います。目標達成のためのインセンティブの付与などの検討をしっかりと行っていただきたいと思っております。

以上でございます。

【部会長】 P V、太陽電池に関しては非常に議論が多いところかと思っております。今後とも、かなり事務局にも検討していただかなくてはいけないことかと思っております。ありがとうございます。

続いて、〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 〇〇です。私からは2点、お願いいたしたいと思っております。

まず、論点③の省エネ改修によって、形態規制等の緩和を要する場合、特定行政庁が建築審査会の同意を得た上で、特例許可をする制度を導入してはどうかという点についてです。この点に関しては、前回の質疑に対応してのことと思っておりますが、二つ、気になる点がございます。一つ目は、特定行政庁の判断がばらばらになる恐れがあるので、これを防止する対策としてどのようなことが考えられるのかということです。二つ目は、民間のコンサルタントとしては、この手続に要する時間が気になるところで、この手続に要する時間を、国土交通省側で、何か月以内に判断するようにと目安を示していただけるものなのかどうかです。

次に、論点④の再生可能エネルギーのところですが、今、地方創生を推進する目的で、あるいは、地域防災を推進する目的で、地域マイクログリッドの構築に取り組んでいるところですが、地方公共団体によっては、一民間事業者が公共建築の屋根を貸し出すのは如何なものかといった理解があり、その辺でご理解を得るのに結構苦労しています。そういう意味で

は、地方公共団体が太陽光発電設備を積極的に保有していただき、それを民間事業者に貸し出すような考え方に整理できると、太陽光発電がもっと推進できるのではないかなと思っています。

特に地域マイクログリッドを推進する上での中核施設は、やはりコミュニティーの中心となる学校や市役所といった建物になります。ですから、是非、設置義務化という言葉が適切かどうか分かりませんが、公共建築が前向きに太陽光発電設備の設置に取り組んでいただけるような方策を、全国展開して欲しいと考えます。

それから、これは余談になりますが、実は地域マイクログリッド構築の事業費を計算すると、太陽光発電を設置するための既存屋根の防水改修および基礎工事に結構な費用がかかります。これについては、国土交通省さん、あるいは建築研究所さんが、適切な価格で工事できる工法を示していただけると、とても有効と感じている次第です。

以上です。ありがとうございました。

【部会長】 ありがとうございます。

最初の御質問の、特定行政庁の判断違い等に対してどう対応されるのかというのは、事務局に今、お答えいただけますか。それとも、後で御返答されるでしょうか。

【事務局】 事務局でございます。今、御質問いただきました2点について、お答え申し上げます。

まず、行政庁ごとで判断がばらつくのではないかということにつきましては、いずれにしても、こういった特例許可の各行政庁が、地域の実情を踏まえた上で御判断いただくというものですので、なかなか一律にこうということには、おのずと限界はありますが、ただ、御判断の参考になるような、目安となるようなものをお示しすることについては、引き続き検討してまいりたいと思います。

一方、どれぐらい、かかる時間の目安、これも当然、各地域でのいろいろな手続の進め方等々ありますので、国のほうで一律にこうというのは、おのずと限界があると思いますが、ただ、一連の手続が円滑に進むように、必要な支援というか、情報提供のようなものは行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

【〇〇委員】 ありがとうございました。

【部会長】 マイクログリッドのお話等、いろいろ勉強になることも、ありがとうございます。

それでは続いて、〇〇先生、お願いできますでしょうか。

【〇〇委員】 〇〇です。ありがとうございます。

先週10月22日に、政府はCOP26に向けて、国が決定する貢献、NDCを公表しています。その国際的な約束では、家庭部門の温室効果ガスは2013年度、2億800万トンあります。これを0.7億トンまで削減しないといけないんですね。また業務その他部門は、2億3,800万トンを1億1,600億トンまで削減する必要があります。

2019年度には家庭部門1.59億トンあるので、これは相当なことを10年間でやらないといけない。これが実は我が国の約束です。これでも多分、COP26に行くと、石炭火力発電などは国際的に相当な批判を受けられると思います。

ですから、これまでの効率を改善するという状態で、よいというわけではなくて、あらゆる政策手段とか努力が我々に求められていると、これを認識しておく必要があるのではないかと考えています。

あり方検討会でも、極めて強い意見をたくさんいただきました。私は中立を務めてまとめてきたんですけども、この政府の約束、国がしている約束を実行するためには、今、議論されているように、国民にできるだけ負担をかけずに何が出来るかということ、我々が懸命に考える必要があると思います。

今までの議論で、国交省が整理された論点に、各団体とか委員から意見を述べるというような状態になっているんですけども、本来は各団体、委員が、何が出来るのかとか積極的な提案があってしかるべきではないかと思っています。国がやっているのはちょっと生ぬるいんじゃないか、我々はもっとできるよなどです。

カーボンニュートラルは、一般の方は、自動車のこととか再エネのこととっていらっしゃる国民の方は多いと思うんですね。実は4割の温室効果ガス排出は、住宅建築のことであるということ、きちんとしてもらうことが、建築家とか、建築士とか、我々建築に関わる者の使命ではないかと思っています。ぜひ、こうやってやろうというような議論が多く出てくると、私はいいんじゃないかと思っています。

省エネ、再エネの各論は、時間の問題もありますので、また別途にさせていただきたいと思っています。

以上です。

【部会長】 〇〇先生、ありがとうございます。COPの関連のことについては、最新の情報ということで事務局のほうで用意していただいて、委員の方にお配りするとか、してい

いただいたほうがいいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは続いて、〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 〇〇です。ありがとうございます。全国の工務店の協会でございます。

当団体は、全国の工務店の団体ですので、お客様に近い形で、大事にしているところは、建てた後も含めて、メンテナンスなどにも強く責任を感じて、日々業務を行っております。

その中で、意見を3つ述べさせていただきたいと思います。

現状、我々の団体でも、働き方改革や折からの担い手不足が課題となっておりますが、業務の合理化や効率化のスピードよりも速く、いろいろなことの要請がされております。そしてさらに、新型コロナウイルス感染症による世界的なパンデミックによりウッドショックをはじめとする資材の高騰、あとは、一部資材が入らないことでの納期遅延などにさらされている中で、性急なスピード感というところでは、なかなか厳しい状況もあります。

あとは、厚労省からは、改正石綿規則に伴う、リフォーム現場での資格体制とか環境体制の整備を求められるようになり、明らかに消費者に対する価格、コストアップの要因にもなりますので、その辺りも踏まえながら、業界が崩壊することにならないように現実的な対応も含めた基準の整備をお願いしたいと思います。

あとは、省エネ義務化の時期や上位等級の整備というのは、当団体でも賛同しているところです。我々でも住宅の更なる省エネルギー化に向けたロードマップを作成中で、国の指針よりも半歩から一歩ぐらい先のものが会員工務店に達成できるように目標を掲げて行動しております。

ただ一方で、高性能化に伴う、いろいろな資材が実際にまだ整っていないという状況もありまして、先日も複数の瑕疵担保保険法人にヒアリングをしましたが、充填と外張りの付加断熱の開口部の納まり等、この辺りも現実的に突き詰めていきますと、雨漏りのリスクがあるというところでの要相談という状況もありますので、まだ断熱性能の高性能化への環境整備がまとまっていない中にあることがわかりました。その辺りも併せて整備をお願いしたいと考えております。

2つ目は、〇〇委員からもございましたが、今回、おととい資料を提供いただいた中でも、いろいろな団体が、やはり戸建て屋根にPVパネル設置というところへの懸念や問題点を指摘されているところです。

当団体からも同じように意見を出しておりましたが、事前の国交省との意見交換の中でも、多省庁にわたるエネルギー政策に関わるのところだなというところで、なかなか取組みが

しにくいところだと思いますが、これに関しては他省庁も巻き込みながら戸建てPVパネル以外の方法について議論を深め、マイクログリッドなど一定の地域のエリアでの再生可能エネルギーの対策というところを実現していく事が必要と考えます。今回の審議会でもその辺りの具体的な方法が示されるとよいと考えております。

3つ目は、省エネではないですが、前回も意見を申し上げましたが、地域材の利用の低炭素効果というところでその効果を評価として示すことが出来るようにして頂きたいと思えます。特に木造に関しては、50年生の木材をそれ以上の長期に利用しますとカーボンマイナスというところまで踏み込めますので、その辺りをしっかりと評価する仕組みというのが、示されるとよいと考えております。

以上となります。ありがとうございます。

【部会長】 御意見ありがとうございました。

あと3人の方が手を挙げていらっしゃるって、順次御発言いただきますけれども、論点⑤以降についても御発言したい方がたくさんいらっしゃると思うので、論点⑤以降について、今から手を挙げていただいて、その順番で御指名させていただきたいと思えますので、よろしくお願いたします。

早速挙がりましたが、それでは、論点④までの話だと思いますが、〇〇委員からお願いいたします。

【〇〇委員】 〇〇でございます。団体としての意見は資料で配付していただいておりますので、ごく簡潔に発言をしたいと思えます。

本日、資料3で示されています具体的な論点、その方向性について、おおむね妥当であると認識をしております。その上で、意見を述べたいと思えます。

当団体は労働組合でありますけれども、古くから地域の工務店、そして大工さんを組織する団体でございます。国勢調査比で言うと、大工さんの35%を組織しております。現在、各地域で働く大工さん、あるいは設計事務所の方々は、高齢化等が深刻でありまして、住宅建設に関わる職人不足も言われているところであります。こうした中での省エネ基準適合義務化でありますので、各地域における周知徹底、学習機会の確保について、一定の期間を取って、しっかりと取り組んでいくことが大切だと考えております。

また同時に、これは後段の議論になってしまうかもしれませんが、4号建築物に関わる検査の対象の拡大ですとか審査省略制度の縮小についても、消費者保護の観点からは、一刻も早く審査すべきとの意見があることは重々承知をしておりますが、しっかりとした周知期

間を設けていくことも必要であると認識をしております。

次に、既存住宅の省エネ改修でありますけれども、カーボンニュートラルの実現のためには、住宅ストックの省エネ性能向上は避けられません。その意味では、より強いインセンティブが必要で、木造住宅の省エネ改修補助制度等を創設して、部分的な断熱改修ですとか開口部のみの性能向上も対象にしつつ、推進していくことが求められると思います。

また、先ほどの発言にもありましたけれども、地域木材を活用したリフォーム、そして、木質バイオマスを活用した暖房設備の設置等を支援することでも、森林サイクルが整備をされ、結果的にカーボンニュートラルにつながっていく、カーボンマイナスにつながっていく道ではないかと考えております。

最後になります。省エネ性能の高い住宅を建設し、脱炭素社会の実現に地域建設業界が貢献していくためにも、我が国の木造住宅関係者が誰一人として取り残されることのない施策の展開が必要であると考えております。当団体も、今後の周知や技能労働者の教育に、より主体的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上、発言を終わります。

【部会長】 ○○委員、ありがとうございました。

続いて、○○委員、御発言をお願いいたします。

【○○委員】 ○○でございます。発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。既に意見書は提出済みなので、要点を絞って述べさせていただきたいと思います。

まず、論点①の適合義務化につきましては、適合判定件数の大幅な増による審査側への負担増大による市場の混乱を非常に懸念しています。着工前は建築確認申請や住宅性能評価や自治体への届出等、設計スケジュールも我々はぎりぎりの中で進めている状況のため、事業スケジュールの遅延を起こさないように、審査や手続の柔軟化等、慎重な体制整備をお願いしたいと思います。

論点②の省エネ基準の引上げにつきましては、基準の引上げを検討されるこの機会に、改めて、戸建て住宅と分譲マンションの実態の性能等を区分した基準の設定、外皮計算の見直しや合理化の検討をお願いしたいと思います。

また、ZEB・ZEHの水準達成には一定の掛かり増しコストが不可避な状況にあります。その一因が中高層向け建材のラインナップの少なさにあると思っています。エネ庁が所管の建材トップランナー制度は現状、戸建て住宅向け建材のみが対象となっているとの認識ですので、ぜひ、国交省、エネ庁が連携し、政府として、中高層建築物向けの建材におけ

る性能向上、コスト低減の政策的後押しをお願いしたいと思います。

続いて、省エネ性能の表示についてですが、消費者の省エネ意識を高める措置の必要性は否定するものではありませんが、新築の販売、賃貸時の一律義務化というのは、やや時期尚早ではないかと考えております。まずは国として、当該省エネ性能表示を活用する消費者側の視点での有益な情報提供のあり方や、新築、既存を問わず、流通市場に対する影響を考慮の上、統一的なルールを定め、これらの市場、消費者への浸透や理解を得た上で、規制措置を強化する形が望ましいのではないかと考えております。

次に、ZEB実現に向けた施策の一つとして、未評価技術の評価反映の迅速化が不可欠と考えております。様々なハードルがあることは認識しておりますけれども、数十年先を見据えた省エネ性能向上の機会損失を回避するためにも、国交省を中心に、政府として抜本的な体制整備、評価反映の迅速化を検討していただきたいと考えております。

最後に、論点④の再エネ利用促進につきまして、当協会が主たる領域とする中高層建築物についても、まずはオンサイトでの調達が望ましいと考えておりますけれども、オンサイトでの再エネ調達には限度があるため、確実にさらなる利用促進を図る上では、ぜひオフサイトからの調達手法について、省エネ性能評価への反映が必須と考えております。ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

以上でございます。

【部会長】 御意見ありがとうございました。

続いて、〇〇先生、お願いできますでしょうか。

【〇〇委員】 論点の御説明ありがとうございました。

私から、論点②について、住宅トップランナー制度の対象に分譲マンションを追加するとともに、住宅の供給実態を踏まえつつ、住宅トップランナー基準の引上げを図ることということで、2050年、カーボンニュートラルという大きな目標の中で、省エネを相当やっていかないといけないということかと思えます。

省エネの促進につながる施策として、非常に望ましい提案であると思えますけれども、一方で、住宅購入者からしますと、費用増にもつながるということかと思えます。省エネ効果を個別の案件のミクロ、あるいはそれを積み上げてよりマクロの視点から、また長期で見ると、短期で見ると、どの程度の期間で投資回収するのかという視点も出てまいりますけれども、施策によりどの程度省エネ効果が見込めるのかという定量的な議論も併せて必要なのかなと思えます。

燃料費の節約など、費用対効果の議論だけでは長期で見ても難しい面があるかもしれないという中、それを補完する社会的な望ましさや住宅の快適性・安全性の向上を考えた場合に、定量化するのが難しい快適性などの向上に対して、どの程度追加的な費用が支払えるのか、支払いたいのか、そういった経済性と社会性の議論も出てくるかと思えます。

費用対効果に関係した経済的シグナルの発信とともに、それを超えた社会的な望ましさ、カーボンニュートラル実現のための施策や省エネといった様々な論点がある中で、住宅の省エネ意識向上のための、広く一般向けのわかりやすい情報発信を一層していく必要があると思っています。

以上、コメントでございます。

【部会長】 ありがとうございます。

これで一旦切り、また最後に論点④までの御意見も、時間があれば承りたいと思えますけれども、これから、論点⑤、⑥、⑦について御発言をいただきたいと思えます。

まず、〇〇先生、お願いできますでしょうか。

【〇〇委員】 よろしくお願いいいたします。当団体から、既に⑤、⑥、⑦についてはコメントを送らせていただいています。

当団体では、建築士は、法令に定める建築基準に適合した建築等を行う義務を有しており、その義務を適切に果たすために、建築士の知識・技術の向上策が重要である、これが基本的な姿勢であります。今回、1点質問させていただきたいのは、先ほども〇〇委員から、4号特例についての見直しがありまして、このことはこちらでも理解をしているところでありますが、今回の資料の中で、51、52、53のところ、不適切な施工に関する資料がありますが、これは確認申請を省略した4号特例との因果関係について、お伺いしたいと思っています。

といいますのは、当団体全体の会員は10万人弱と多くおりますので、会員への説明というのも今後、必要になってくるかと思えます。例えば100平米を超える木造建築を確認する対象で、建築士が届けていると思えますが、そのときに、代願的な構造によるものなのかというようなことがあったのかとか、建築士の怠慢によるのか、それとも、工事監理の実効が上がっていなかったのかというようなこと、その辺の整理を一度いただけますと、このことを会員にも説明していくということにもなるかと思えます。

以上になります。よろしくお願いいいたします。

【部会長】 〇〇先生、ありがとうございます。

今の御質問は、これは事務局が御返事いただけるでしょうか。

【事務局】 事務局です。

資料で言うと、例えば53ページに本日、示させていただいておりますけれども、これらの大半は、小さく字で書いてございますけれども、審査省略がされている、いわゆる4号建築物という状態でございます。これらについて、壁量不足であるとか、壁量バランスを今、求めていますけれども、そういった観点でNGの物件が、実態的には生じていたという事案でございます。

【部会長】 ○○先生、よろしいでしょうか。まだ問題は根が深いところだと思いますので、いろいろあろうかと思っておりますけれども、今日のところはこれでよろしいでしょうか。

それでは、○○委員、御発言をお願いいたします。

【○○委員】 ありがとうございます。○○でございます。

私のほうからは、⑤、⑥、⑦の論点の中の、まず1つ目は、論点⑤の中で、省エネ化を進めていく上で、いろいろな形態、高さの問題、それから、重量の問題が出ておりますけれども、これは前回の会議のときにお話しすればよかったのかもしれませんが、47ページのところで、現状の重い屋根の部分とZEHの事例の、特に重量のところですね。

これは私のところにもその内訳がないので、感覚的で申し訳ないんですけども、1.6倍、7倍ぐらいの重量になってきているというところについては、その構造に対する、主に水平力が中心になろうかと思っておりますけど、これらの仕様等々の状況を決めていくために大きな要素になってくると思っておりますので、このところは、しっかりと現状に合わせたような精査をしていただければありがたいなと思っております。

高さの制限、それから、仕様が向上されることによる重量アップ、こういったことも含めて、先ほど来、4号建築物の特例の話が、不具合の問題もあって、あると思っておりますけれども、今、4号建築物、4号特例を受けている物件が非常に多いということもありますし、様々な付加される条件によって、4号特例の内容も見直すという議論になっていると思っておりますが、4号の特例で一気にこれをなくすというようなことではなくて、そのところはやはり調整をしながら検討していくということが非常に重要なのではないかなと思っております。これが1点目です。

それから、さっき○○委員からもお話がありましたし、なかなか○○委員のお話には、対応は今すぐには難しい、それに応えられる意見ではございませんけれども、論点⑦の部分の既存ストックに対する省エネ改修という部分につきましては、そのボリューム、それから、

性能の向上代、これは部分改修であっても、非常にポテンシャルが大きい部分であるということ間違いなくとも、私も思いますので、これについての具体的な論点として5点、上がっておりますけれども、この内容については積極的に基準、それから助成、こういったところを進めながら、難しいのは重々留意しておりますし、理解はしておりますけれども、ここの部分の論点⑦のところの力点というものも、再度検討をするべきかと思っております。

以上、2点でございます。

【部会長】 ありがとうございます。47ページのZEHにするとこうなるよというのは、私の個人的な感想を言っただけとはいけないのかもしれませんが、こんなになるかなとも思います。サンプル調査が5件だけということなので、5件だけで広く物を言うのはちょっと厳しいかと思っておりますので、この辺についての精査といいますか、資料の充実もぜひお願いしたいと思います。

それでは続いて、〇〇先生、御発言をお願いします。

【〇〇委員】 〇〇です。論点⑤と論点⑦について、コメントをさせていただきます。

論点⑤のほうでは、前回、私が質問させていただいた、16メートル、13メートルの基準が混在するのではないかということについてお答えいただき、ありがとうございます。やはり基準を緩和した部分が何かというのがはっきり分らないと、設計するほうも審査するほうも間違いが発生するので、混乱しないように、うまく整理、あるいは説明をお願いできればと思います。

それから、度々話題になっておりますスライド45の辺りの4号建築に関するものですが、そもそも今回、省エネ基準で、義務化して審査するという話になるのであれば、全ての耐震性とかその他のものを審査しないというのは、ない話だと思うので、当然やるべきだと思っております。

また、設計者におかれましては、今までも、別に4号建築だからといって、きちんとしていないはずがないわけですし、そこはぜひ前向きに取り組む。むしろ、今までちゃんとしてきた人がちゃんと審査されるという世界をつくるべきかなと思います。

ただし、あまりにも件数が多いのは明らかなので、そこにおける、今まで申請手続をしていなかった方への負担とか、それから、審査する側への負担とか、それをぜひ、うまく簡略化していくような形で進むことが肝要で、これ自体は物すごくいいことですが、混乱を起こすようなことがあってはならないという観点かと思っておりますので、ぜひ前向きに取り組んでいただければと思っています。

それから、⑦のストックの省エネ改修について、いろいろ緩和措置等を検討していただいているのは非常にいいことかと思っております、いろいろな会議で私は、新築も大事だけど、ストック改修が大事と申し上げているので、こういった手だてはぜひ、より進めていただきたい。

ただし、今日の論点を見ても、結局、何が緩和されてうまくいっているのか、あるいは、こういう改修がうまくできるようになるんだというのが、ちょっと伝わらないところもあるので、やはり設計のニーズ、消費者のニーズに合わせた説明、あるいは、そういうものに適した緩和にちゃんとなっているのかと。AはやったけどBは緩和していないから、結局何もできませんということになっていないのかとか、そういうチェックはぜひお願いしたいと思います。

また、皆様の御意見をいろいろお伺いしていると、ストックの省エネ改修は非常に難しいところもありますし、これこそ説明をきちんと、施主に対してしなくてはいけない。設計をきちんとした上で、施主とのコミュニケーションをきちんとするというところでは、省エネ改修促進のためには、やはり説明をきちんとするというところは、ぜひセットで推していただきたいな、推進していただきたいなと思いました。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは続いて、〇〇委員、御発言をお願いいたします。

【〇〇委員】 〇〇です。構造設計をする実務者の立場から、御発言いたします。

まず、論点⑤のスライド43、44について、前回御指摘しました、13メートルを超えて16メートル以下であれば、構造設計一級建築士が関与しなくても許容応力度計算で済ますことができる、そういうものが反映されていることを確認しました。ありがとうございます。

それから、次に、47のスライドです。既に複数の委員から御指摘があったように、荷重が1.6倍から1.7倍になるというのはちょっと驚きでした。住宅は床面積が小さいので、床面積に対して外皮の面積の割合が大きくなっていくと増えるということは分かるんですけど、ここまで増えるとは思っていなかったもので、サンプル数が5件という中での数値ですので、もう少しこれを精査していただきたいというのは皆さんと意見が一緒です。

多分、これが壁量の計算のときに、今は軽い建物、重い建物で、2通りのパターンで設計できることになっているんですけど、もう一つ、省エネ対応の重い住宅というカテゴリーが

できて、整備されるのかなと思うんですけど、その辺のこれからの基準法への反映の仕方を、ビジョンがあれば御説明いただきたいです。

どんどん必要な壁量が大きくなっていくと、例えば間口の狭い住宅の場合に、本当に今の壁倍率で設計可能なのか、諦めて、やっぱり無理だから鉄骨にしようかということになっていきそうな気もして、住宅のプランに当てはめてのシミュレーションも同時に必要かなと思います。

木造を進めていこうと思えば、今は壁倍率は5までですけども、高倍率の壁を開発していくのか、また、それと同時に、接合金物も一緒に整備しないといけないので、そういうことも今、どのぐらい考えられているのかということをお聞きしたいです。

それともう一つ、これは提案なんですけれども、スライド46で、ガラスの重量とか、具体的に、シングルの場合、トリプルの場合、ダブルの場合といろいろあって、これらが施行令84条の固定荷重の中に、これから整備されていければ、設計がすごく助かるなと思いました。

一般的な外壁とか材料の固定荷重はあるんですけど、ガラスはまだなかったと思います。設計のときには、学会の荷重指針とかを使っているんですけど、これが一般的になるんだしたら、ガラスの重量とか、それから、太陽光パネルの重量も平均的なものを入れていってもらえると助かると思いました。

もう一つです。4号建物の話ですけども、いまだにこういう壁量不足とかバランス不足というのがニュースになってしまうと、本当に消費者保護に立てば、ばーっと設計者性悪説みたいなことが出てくるんですけども、そんなに厳格化までいかななくても、さっき〇〇先生がおっしゃったように、みんなが当たり前になっているものを当たり前審査できることが必要だと思います。

壁量計算は本当に簡単にできて、安全性を手早くチェックできる、本当にいい設計法だと思うんですけども、みんなやっているけれども、それが審査されないというのはやっぱりもったいないなと思います。

それで、件数が多いので申請が大変になるということなんですけれども、私が思うのは、本当にA4、1枚ぐらいのフォーマットでチェックシートを作れば、壁量とバランスの計算ぐらいは一瞬でチェックできるんですね。そういうものは既にみんなやっていると思うので、それを1枚つけるだけでも全然変わってくると思いますので、まずは手早くできる、そういうところから義務づけたらどうかと思います。

すみません、以上です。長くなりました。

【部会長】 ありがとうございます。

最初の御質問については、これは事務局、お返事できるでしょうか。

【事務局】 重量が重くなっているということは、先ほどの〇〇委員からもありましたけれども、サンプル数が少ないということもありまして、政令レベルになりますけれども、精査して考えていきたいと思えますし、これも実際に壁倍率の話は政令の基準でございますが、それを今、2つ、重いものと軽いものというふうにありますけれども、それをどうするかということも、精査した上で検討してまいります。

【部会長】 よろしいでしょうか。御返答として十分ではないかもしれないですけども、次回、まだありますので……。

【〇〇委員】 そうですね。時間がありますので。

【部会長】 返答も御用意いただきたいと思えます。

それでは続いて、〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 〇〇です。

当団体は、建築環境部会のほうにも委員がおりますが、建築環境部会と建築基準制度部会合同で共通意見として提出しておりますので、後半の論点についても、私から意見を申し上げたいと思えます。

まず、論点⑤についてです。特例は不要という委員の御意見もありましたが、先ほどの委員も発言された通り、(審査省略はされていても) 当たり前のように行っている構造に関するチェックについて、第三者がきちんと評価するという点については、反対することではもちろんありません。ですが、例えば、吹き抜けが大きくなったり、荷重が増えたりすることによって、構造設計者が必要になると、現実問題として、構造設計者(特に木造の)を探すが、結構大変なときがあります。確認申請を審査する側は人数も増えて、整備されてきたかもしれませんが、一方で構造設計できる技術者も、同時に育成していくということにも力を入れるべきではないかと個人的に考えております。(審査省略を取りやめるとしても) 構造設計者不足についても配慮し、合わせて構造設計者の育成についても取り組んでいただければと思います。

それから、論点⑥については、木造化が進まないという話がありますが、木造化が進まない原因は、計算が複雑だったり、非常にコストが高かったり、という要因が大きく、(中大規模の場合) 木造よりも鉄骨のほうが安いということで、木造を採用しない事例は多いので

はないかと思えます。中大規模の場合の木造の複雑さやコスト高に関しては、今回の社整審での検討事項ではないかもしれませんが、並行して対策を検討いただければありがたいと思えます。

また、〇〇委員の御意見の中で、これは我々も含めてお叱りを受けたと思えますが、切迫している省エネの方針に対して、批判ばかりではなく、協力していくべきだとは考えております。私自身ではなく、具体的な技術的なことなどに関しても協力できる人材とは、我々の団体にもおりますので、今後とも引き続いて、意見交換をさせていただきながら、具体的な内容を詰めていくところに少しでも協力させていただければと考えています。

それから、先ほど発言できなかったことですが、省エネ適合義務化となると、(建築主への対応など)建築士の業務がどうしても増えていきます。これは社整審の場の議論内容ではないかもしれませんが、業務の増加に対して業務報酬基準の方も、(建築主となる一般の方々にも)きちんと業務として認められるように、我々自身の努力は当然ですが、同時に国の方からも発信していただけると大変ありがたいと思えます。

最後に、〇〇委員からもご発言がありましたが、我々の団体だけをまとめるのではなく、業界の他団体のメンバーとも意見交換をしながら、共通意見をまとめられないかということと並行して動いております。まとまりましたら、意見を出させていただくか、あらためて意見交換の場を設けていただければありがたいと思えます。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。

それでは続いて、〇〇先生、御発言をお願いできますでしょうか。

【〇〇委員】 〇〇でございます。論点⑤について、簡単に意見を述べさせていただきたいと思えます。

国民の安全に対する要求だとか期待のレベルは近年、非常に上がってきておりますので、構造計算を要するエリア、範囲を拡大するという点については、もともと省略していたのがマンパワーの問題で、それが解消されつつあるといったようなことを考えれば、基本的には、拡大することも適当であろうかと。ほかの委員が御指摘になっているようなことも併せて考えていく必要がございますけれども、基本的な方針としてはよいのではないかと。

それに関連して、重量化について話が出ておりますけれども、例えば前回、ちょっと私が申し上げた、重量物が偏在することによって、変なねじれのような、不利な応答が生じることもないのかなというようなことを申し上げたんですけれども、47ページの下にある写

真を見てみますと、ここにはちゃんと注で、これが影響で建物が重くなったことで被害になったとは言えないと書いてあるんですけど、ぱっと見ると、やっぱり重くなったところが振られて壊れてしまったのかなと思わなくもないような事例がどうもあるようですので、その辺りも含めて、耐震設計上、不利な応答が生じないような手だてを考えるとということも併せて、丁寧に技術基準の中で考えていただく必要があるかなと思いました。

それからもう1点、48ページに防災拠点のBCPのガイドラインを参考につけていただいて、設備機器等の設計の話も載っているんですけども、戸建ての住宅が多いとするならば、このガイドラインを直に適用するというのは、なかなかツーマッチな、ヘビーな感じがするかなということも感じますので、戸建て住宅であるならば、それに適した、こういうところを設置するときに注意しなさいといったようなことを書き下したようなことも、技術基準の中に解説することも必要かなと思いました。

以上、2点でございます。

【部会長】 ありがとうございます。

続いて、〇〇先生、御発言をお願いいたします。

【〇〇委員】 〇〇でございます。論点⑤について申し上げます。

当団体では、2018年3月に、4号建築物に対する法規制の是正を求める意見書を発出しています。その結論は、4号建物についての仕様規定の内容を構造計算を行って安全性を確認した場合と同等の安全性を確保できるようなものにすべきであるということ、それから、審査省略の特例の廃止の2点です。

したがって、建物の重量化等に伴って、そういう特例等を縮小するというところについては大賛成です。重量化する建物に限らず全ての4号建物について、ぜひ審査特例の廃止をお願いしたいと思います。

資料の52ページにもあるように、3つ目の丸で、平成18年に問題が多くなって、4号特例の見直しが検討されましたが、現場の混乱を避けるために、特例を継続することになったという流れです。しかしながら、さきほど〇〇先生らからも御指摘があったように、きちんとした図面を作ってきちんと設計しなければならないことになっているのですから、特例の見直しをしたからといって、何ら現場が混乱することはないはずで、しかも今回、図書の拡大等があって、4号建物であっても、構造詳細図等もきちんと作って保存しておくということとなったわけですから、それをきちんと審査するということは、さほど難しいことではないはずで、重量化する建物に限らず全ての4号建物について、ぜひ審査特例の廃止

をお願いしたいと思います。

それから、4号建物の審査特例の廃止にとどまらず、4号建物についての仕様規定の内容が、構造計算を行って安全性を確認した場合と同等の安全性を確保できるようなものとなっているのかという点も、この機会にきちっと検討していただければと思います。

以上です。

【部会長】 ○○先生、ありがとうございます。大体おっしゃられた方向が、論点のまとめに出ているのではないかと思いますけれども、ありがとうございます。

続いて、○○先生、お願いします。

【○○委員】 ありがとうございます。時間も押しておりますので、手短に言います。

論点⑤については、私は防火の関係の基準改正にずっと関係してきていることもあって、せっかく防火で十分検討して16メートルまで上げたので、いろいろなところを整合させて、円滑化といいますか、そごがないようにしていただくというのを積極的にお願います。

それから、論点⑥は、今度はこれからの話ですが、部分的な木造を許容するに当たっては、いろいろなケースがあると思いますので、今は標準的なケースを図面に示していただいていますけれども、しっかりいろいろなケースについて検討した上で、外皮について言えば、ひょっとすると省エネ改修とともに、防火上も強い外皮というものが考えられて、それを積極的に採用できるような仕組みというのをぜひ進めていただきたいと思います。

それから、論点⑦については、応急仮設について、こうやって1年ずつ延びていくと、常設と変わらなくなってしまうのではないかと。そもそも個々人の利用者が被る危険性というリスクは、常設だろうと応急仮設だろうと変わらないわけで、片方は少し緩い基準になっていますから、おおむね何年を超えられないとか、その辺の上限規定はせめて設けてほしいなと思います。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。

【事務局】 1点だけ、コメントさせてください。

仮設についての御指摘がありましたので、これはもちろん延長が必要な事情、あるいは個別の安全性については、個別に審査をさせて、特定行政庁のほうできちんとチェックをした上で、さらに存置を認めるかどうかということ、個別に許可するということを前提にしておりまして、多分、既存の制度から考えても、ずっと延ばすというようなことではなくて、例えば1年単位で刻んで、その都度、きちんと事情、あるいは安全性をチェックした上で、

認めるかどうかという判断をするというようなことかと思っています。

【〇〇委員】 仮設としての安全性は、常設としての安全性とは違うと思うんですね。だから、その辺を、仮設としての安全性に適合すればいいという延ばし方をずっと続けるのは困るという趣旨でございます。

【事務局】 おっしゃるとおりで、その時点で、さらに、例えばもう一年延ばしても大丈夫かということを、改めてチェックするということだと思っています。

【〇〇委員】 よろしくお願いたします。

【部会長】 もう1点おっしゃられた、部分的木質化については、これは物すごくいろいろな検討をしなければいけない課題が多いと思いますので、事務局のほうにもしっかり対応していただきたいと思います。ありがとうございます。

続いて、〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 〇〇です。よろしくお願いたします。

私どもは4号建築の、特に木造の部分に絞ってお話ししたいと思います。

この件について、可能な限り会員からの声を集めました。その結果は設計機能がある工務店と、社内に設計機能がなく設計事務所に常に委託をする工務店と、大きく考え方が分かれていることが分かりました。

いずれにしても、先ほど〇〇先生からもお話がありましたが、建築確認申請というのは法律の適合性をチェックするだけで、必ずしも施工の実現性を担保したものにはなっていないのが現状であり、設計事務所から示された図面を施工者として現実的なものにしていくか調整をすることに苦労することが多くございます。これからこれまで未習熟だった木造分野への推進にかじを切っていく中で、習熟までの期間が少ないわけですので混乱が多く生じているところです。

例えばルート1の設計方法に関しても、意匠設計者で、簡易と言われているルート1をできる方がどれだけいるかという恐らく、まだまだ人数は限られているので構造設計者に依頼するのが現状です。そこの入り口のところで、実は委託先に対して課題があるということもございます。

また、木材という材料自体をどうも工業製品のように考える傾向があります。基本的に建物が小規模なほど、使用する構造木材に関しては変性させて使うべきではないという思いを強く持っております。シロアリもわざわざ木材を食べたいわけではありませんし、含水率についても、ほっとけば自然に平衡含水率に落ちるものですし、木は燃えますけれども、ゆ

つくりと燃えるという特性もあります。薬剤処理は薬剤の寿命とメンテナンスが伴い薬剤の種類によっては構造金物への影響や仕上げ材やその他の部材への影響、室内空気環境を汚染させるものもあります。含水率は出荷時の含水率にこだわる事で材料の断面寸法によって内部割れなど別の不具合がある材料が使われる事態もございます。腐らないというのも、腐りにくいようなディティールで施工を行うようにします。その辺りを総括して設計できる方が、まだまだ少ないなというところです。

あとは、都市計画外の建築確認適用のところに関しても、いわゆる設計を行わない、大工さんをイメージしていただきたいのですが、地域の家守りとしてメンテナンスを一生懸命やられた方が、今後、建築確認申請や構造の計算が必要になるとなったときに、意思疎通がしやすい近所の設計事務所さんを頼みたいと考えますが、もともとそういうニーズのない場所だったので従来から近くで設計事務所を営んでいる方がいらっしゃるなので、近くの大きな町に行かなくてはいけないという状況になります。その辺りの実情も踏まえて、制度の設計と時期を検討していただきたい、そんな思いでございます。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。

続いて、〇〇先生、御発言をお願いいたします。

【〇〇委員】 〇〇です。

論点⑥を語られる方はあまりいなかったんですけど、これ自体は、これまでの木造に関する法改正の積み残しをやっているようなところもあるので、これはぜひやっていかなくてはいけないと思っておりますが、同時に、非常に急激に木造が多様化してきているというか、大規模木造をできるツールが多様化してきているということで、ちょっと業界も混乱しているのではないかと思うんですよね。

それは、サステナブル建築推進事業という国交省がやっている事業がありますけれども、応募事例の木造を見ますと、新しい基準などに基づいてやろうとしていることに、かなり誤解があって、変なことになっているという例はかなりございます。

やはり設計者なり施工者は、準耐火構造以上になれば、かなり施工にも気を遣ってもらわなければならないので、設計・施工に関しては、いろいろな団体の協力もいただき、また、こういう木造の主な担い手は、地域の工務店などだと思いますので、全国的に広げていくという努力をしていかないといけないなと思っております。

それともう一つ、大規模木造が急激に多様化しているというのは、もう一つは消防の負担

ですね。今回は消防系のステークホルダーが誰もいませんが、そもそも、耐火はともかく準耐火ぐらいですと、規模が大きくなってくれば、消防戦略とか消防戦術レベルではいろいろな課題が出てくると思います。

消防活動ができないという問題ではないとしても、これまでの消防のままでうまくいかないということも考えられますので、これは消防庁と御相談になるということになるんだと思いますけれども、これも、全国の消防とすり合わせをやっていくことは必要なと思っております。

木造でいろいろなことが技術的にできるようになってきて、それに、防火技術的な背景については、研究の高度化もあって進んでいるんですけども、どこかで間違いがあって変なことが起こってしまうと、また信頼を失ってしまうということも考えられますので、そういう調整とか地道な努力をこれからやっていかななくてはならないと思いました。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。消防のほうとは十分、御相談をされていると思いますけれども。

【事務局】 事務局です。

消防庁等、消防のほうとは、これまでも意見交換、情報交換をしてきておりますので、引き続き、そういうことをやっていきたいと思っております。

【部会長】 ありがとうございます。

今まで、ほぼ7割ぐらいの委員の方から御発言いただきました。ただ、想像するに、意見はあるけれども、ほかの委員が言ってくくださったこととほとんど同じだということで御発言をされていない方もいらっしゃると思うので、大方の御意見を承ったかなと私としては感じております。

まだほんのちょっと時間がありますので、これだけは言っておきたいという方がいらっしゃったら、手を挙げてくださって結構ですけれども、いらっしゃらないですかね。

〇〇さん、お願いします。

【〇〇委員】 〇〇です。時間があるということだったので、1点だけ。

〇〇委員も言われたし、ほかの方もおっしゃっていたんですけども、木造を設計できる設計者がいないというのは、この20年ぐらい、ずっと状況は変わっていないと思います。

それは、大学教育の中からはまずやっていくのがいいのではないかと考えているんですけども、本当に住宅程度の一般的な木造であれば、四則演算の計算でできるんですね。構造

の入門、力学の入門というところからでも、とても入りやすいもので、これから本当に木造をどんどん増やしていこうということであれば、設計者を増やすという意味で、カリキュラムから見直してはどうかと思います。1、2回生ぐらいのときに木造の設計の講義を必須科目にするとか、それぐらいしないと本当に変わらないと思います。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。私はもう教師を辞めてしまいましたので、反映できませんけれども、お聞きになっていらっしゃる方、委員以外にもたくさんの方が聞かれていらっしゃると思いますので、社会全体で対応していくということが本当に必要だと思います。

手が挙がらないようですので、皆さん、私に御配慮いただいたのかもしれませんが、今日は本当に活発な御意見をいただいて、ありがとうございます。質疑応答につきましてはこれまでとして、先ほど少しお話もありましたけれども、今後のスケジュールについて、事務局から御説明をお願いします。

【事務局】 資料4に、先ほども触れましたので、繰り返しませんけれども、次回、12月7日に合同部会を開いていただきまして、取りまとめの案について御議論いただいた上で、パブリックコメントを募集した上で、1月20日、年明けに、できれば取りまとめということをお願いをしたいと思います。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。

ちょっと私から質問するのは変ですけども、今回も、事前に資料をお配りするのはぎりぎりでも、前回よりは少し余裕を持って配られたかなと思いますが、やはり団体の代表として出てこられている方々からは、なるべく資料を早く欲しいということもあるんですけども、途中段階で、この辺まではこうなりましたということをお送りするのは、正式書類じゃないけれども、団体での御議論に御活用できますかということは、難しいですかね。

難しい。かなり事務局は渋い顔をされております。事務局も本当に一生懸命作業をされて、資料を整えられているんだと思いますけれども、何かそういうことがあれば御検討を今後もいただけたらと、私からお願いしたいと思います。

それから、資料4については御説明いただいたから、これでいいんですかね。

あと、議事としては、その他というのが議事予定にはありますけれども、これは何かありますでしょうか。

【事務局】 ごさいません。

【部会長】 そうしましたら、今日の議事次第については以上で全てとなりますけれども、最後に、事務局から連絡事項をお願いいたします。

【事務局】 事務局です。

本日は長時間にわたる御審議、本当にありがとうございました。

先ほど、資料4で御説明したとおり、次回の建築環境部会及び建築基準制度部会は12月7日、火曜日、午後1時から開催する予定でございます。

詳細につきましては、委員の皆様を追って事務局から御連絡を差し上げますので、よろしくをお願いします。

連絡事項は以上です。

【部会長】 ありがとうございました。

それでは、以上もちまして第21回建築環境部会及び第18回建築基準制度部会の合同会議を終了させていただきます。本日は長時間にわたる御審議、本当にありがとうございました。失礼いたします。

— 了 —